





明治
1774

禮格傳授



目錄

- | | |
|---------------|---------------|
| 第一 踏居乃格 | 第二 物持格乃格 |
| 第三 左右頭通乃格 | 第四 足膝乃格 |
| 第五 進と侍乃格 | 第六 下より進み渡す物の格 |
| 第七 下より進み渡す物の格 | 第八 友人あて物と尊ぶ格 |
| 第九 松乃格 | 第十 衣類の格 |
| 第十一 兵具の格 | 第十二 馬具の格 |
| 第十三 頭通の物乃格 | 第十四 長短の格 |

明治四十二年七月
小久江成一氏寄贈

才十八 包物に格

才十七 耳ある物の格

才十九 前後ある物の格

才十九 あるある物の格

才十九 あるある物の格

才十八 柄ある物の格

才十七 縁板ある物の格

才十九 緒ある物の格

才十八 足ある物の格

才十八 我物人の物に格

才十八 箱物の格

才十八 荒巻に格

才十八 壺物の格

才十八 壺物の格

才十八 前後ある物の格

才十八 上下ある物の格

才十八 魚に格

才十八 折ある物の格

才十八 文字書ある物の格

才十八 物とある物の格

才十八 ところある物の格

才十八 色ある物の格

才十八 表裏ある物の格

才十八 袋物の格

才十八 桶物の格

才十八 神用に傳

禮格傳校

禮と云ふはけつて格と云ふは法なりといふも亦
 在るの如く人物を交へては一様と云ふは
 各定法なりといふなり古傳の書ありて曰く
 載てあるなり其格と云ふ格と云ふは
 一様なりと云ふなり其格と云ふ格と云ふは
 格と云ふは格と云ふ格と云ふ格と云ふ格と云ふ
 法我心より定むるなり古傳の法と云ふは
 一様なりと云ふなり古傳の法と云ふは

[illegible]

一物も持たず格
人々物も持たず格
上り下り物も持たず格
我々物も持たず格
我々物も持たず格
我々物も持たず格

ある物なるをいふて おれいといふ事なるをいふ

オミ左右順逆乃格

オミ物乃たよりたよりい順をたよりたより
い逆也常い順は國の軍陣より逆を用る也

○オミい神はオミい者なるもの神なり
順一初め物なるをオミい先なりい神
い逆なりい者なるをオミい一オミい事なる
よりたよりいよりい順の道なり

○歐陽修其外貴人のい前なるをオミい
知るもの事なるをオミい本なる事なる

オミい事なるのたよりい右知らるる時たより
事なるい逆なりい如たなりい事なる也
○頭尾なる物を格い時頭なるのたよりい
い事なるいよりい順也

○酒の青なるをオミい酒の青なるのオミい
オミい食物なる物也黒糖なるものも
食する爲に食するものなる物なる時たより
い事なる事なるものいよりいものい
一オミい事なるいよりい
○オミい物なりい事なるものい事なるものなり

[illegible]

[illegible]

第五進寺侍母之狀

[illegible]

第六下之重て候は物乃格

道義院の教をうけてゐる物彦が母をうけるの
 教をうけてゐる物彦の教をうけるの教をうける
 損のうける物彦の教をうけるの教をうける
 下は道義院の教をうける

○桃子掬子酒を大てこられ物なれどもやと憂へる

然らずに云ふねの上とある是も亦さういふ先小者なれ
ある如し積也

○度ぬいふ山神数多積時の上ふさるわたりとて下ふ
さるわの上ふさるや山神数多積時あふさるわたりとて下ふ
○山神のあふさるわたりとて山神のあふさるわたりとて
上ふさるわたりとて山神のあふさるわたりとて下ふ
○さるわたりとて山神のあふさるわたりとて下ふ
さるわたりとて山神のあふさるわたりとて下ふ
さるわたりとて山神のあふさるわたりとて下ふ
さるわたりとて山神のあふさるわたりとて下ふ

第十一兵與乃格

[illegible]

[illegible][illegible]

此書前山紀

第十五包物乃括

といふ物に紙といふひいて其物の上へ紙のうへを
 紙にうへて其物のそれいへる色も紙にうへる所
 は紙のその色其物のそれいへる色も紙のその色
 葉といふ紙のその色いへる外にその色も紙の
 書あるといふ紙の上へその色いへる人
 の色も紙のその色いへる人
 人といふ紙のその色いへる人
 人といふ紙のその色いへる人

端を引くとくは諸のあひる物

牙十六卷物の格

金襴段子絵襖妝物の敷き立て巻く物よりえん
のちふ一袋いゝえん金襴段子よりえん
る勝りよりえん箱の爲に書き入るもの
○毛襪立て巻くものよりえん
おのちふよりえん箱の爲に書き入るもの
おのちふよりえん箱の爲に書き入るもの

たれあゝの敷もく耳あるわの耳もなやまを渡
まをくふ番がみ耳あるもあつた前より

才十八前後の物の格

雲の尾作の物に前後の二つに前後ある物の格の
方と入るに在る

燈籠のたも前後の二つに前後ある物の格の
方と入るに在る

才十九前後の物の格

前後の物の格に在る物の格の二つに前後ある物の格の
方と入るに在る

一輪の口と口と前後の二つに前後ある物の格の
方と入るに在る

才二十前後の物の格

雲の尾作の物に前後の二つに前後ある物の格の
方と入るに在る

○頭をうづりつゝ物を移す事(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
並く(移す事)は(移す事)は(移す事)は
移す事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は

○頭をうづりつゝ物を移す事(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
並く(移す事)は(移す事)は(移す事)は
移す事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は

○頭をうづりつゝ物を移す事(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
並く(移す事)は(移す事)は(移す事)は
移す事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
○頭をうづりつゝ物を移す事(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
並く(移す事)は(移す事)は(移す事)は
移す事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は
いふ事(移す事)は(移す事)は(移す事)は

松花ある物、松の頭と我よりして、松とよまふは、
松の皮を——蔭松青貝堆来あるの香、盆草根を沈
箱香合あるの松香同也。

牙丸八物と云ふる格

物やまのきりしうを並けり。是物を能分別して「破種紙
の時」にせしうして、種紙とわかれ、持て破ありて、後、
紙を用る物也。破さふあつた紙をあつた本は書
とも事なかりしうされ破ありて、紙の片二ある紙
とわかれ、あつた紙も何のもなり。さうして
○整文状の時、種紙とよめりて、破ありて、持て是れ

牛王の御下より事々々々常の格あらむ

○夜服をしいまの事いふに先
○又勝はたばと上右はとりいまの事はたばより先
たま初もなせゆけいなるべきを上たゆけとりふ
まの事はおひきより先なる也何物もちて知る

中九緒ある物に格

口おりまゝの巾着歌の緒をその紐をして緒のようにする
物も緒を其物となしておも緒のりくするつくるはもと
○虫物の緒文箱と緒紙包の水をとりけるは緒ひく
物といふはともとのたうち端のあたりのおもひ

三付の折の進物の目録の如く三の物其者極早に上取
 込めたる物に三と云ふは向ひて三へ本銀五匁増
 是より折の如く三と云ふ物に三つ入るは

分一なる物と格

[illegible][illegible]

第三十とちのある物に格

物々々々

他、又、**飛**、**た**、**の**、**ふ**、**と**、**獨**、**り**、**て**、**司**、**と**、**高**、**也**、**諸**、**と**、**事**、**心**

此物也

扇を人々あつちからとておのづから
 扇への物より扇へ物をいふは
 美なる物なりといふものなり我れ

才也、我物の物乃格

白雲飛渡

のみ白丸を本式として、初は白丸をいふも也
 〇右の身衣より木地と彩色ある時は、木地を裳統とする
 也。裳統の衣より、黒地に彩色ある時は、黒地に裳統
 とし、上座より、黒地に彩色ある時は、彩色ある物

白き物と色ある物とを白と貴族とを色白と五色のちある
ものをよしの花巻る衣服のたけい白と貴族とを貴族物

才力二色ある物に格

[illegible]

[illegible]

○此固の時幕畢と云ふ人の通あるをきくものぞ
うへの通あるを我おもふ也何事や人の物な
らむと我物おもふよしを別を知り

外に表裏ある物も皆

とて表裏ある物表よりして裏より見る也

[illegible]

金銀の外にもの物あるはこれに類するもの

中世五箱物の格

箱物の内の物外へ出るもの上書きありては箱板に
板板より文字を書き物あるは必書板の上書きと記す
頭と人の名ありて後へは物とて人後板書きとて
くさ頭を抄くものへは書板とて後へは罪人
と後へはくさ頭を抄くものへは書板とて後へは
中世五箱物の格

中世五箱物の格

中世五箱物の格

中世六袋物の格

中世六袋物の格

等の上書有^り。宗願が我々より一人の^りを^りおぼ^しめ^り
○宗公系統も代々^りい^りるを^り緒の^り指^りね^りと^り各人
の^り引^りこ^りも^り諸^り公^り能^り存^りを^り守^りて^り下^りに^りさ^りし^りる^り時^りを^りお
又^りハ^り枝^り葉^りの時^りに^りハ^り代^り々^り相^り構^りさ^りれ^りと^りも^り代^り々^りも^りあ^りら
と^り代^り々^りに^りあ^りて^りい^りけ^りと^りあ^りて^りあ^りて^り代^り々^り後^り同^り明^りに^りあ^りる^り也

方氏七荒卷之拾

養卷の如くはれ。其物の名を書きしむるは物あり
 れの字頭と人のたまありて横は並し。ふれありあり
 こころと物の頭と凡そ人のたまあり横は並し。あふ
 やと細あり。同じたまあり。口は横は並し。

为所八偏物格

[illegible]

斗所九壺物所格

名酒葉葉地うりて
今も物に足る

〇右の如くは、
 古傳に記す所を、

右禮部侍郎為孫著述平去實保元年錄之
寶曆八年增補又其冬校訂當其清書訖
句出窓外可秘藏者也

伊勢平花

寶曆十一年辛巳正月十日

貞丈判

此一卷傳寫之由也ぬ右数件の創撰を
よへるにせしむ一事を以て百の二及
るゝなりともいふにこれ儀中よりなり
あるものなり

天保九年二月廿八日

貞丈

印

伊勢新島町

右授給傳抄爲子孫著述年廿六歲保元年臘之
寶曆八年拾陸日又於今校日一書
寶曆八年拾陸日校日一書
天保八年拾陸日校日一書

天

天保八年拾陸日校日一書
天保八年拾陸日校日一書
天保八年拾陸日校日一書
天保八年拾陸日校日一書

寶政八年拾陸日校日一書

天保八年拾陸日校日一書





